

# 「横浜市都市計画マスタープラン・栄区プラン『栄区まちづくり方針』」

## 改定原案に対する市民意見募集の実施結果について

栄区では、「横浜市都市計画マスタープラン・栄区プラン『栄区まちづくり方針』」（以下「栄区プラン」という。）の改定にあたり、令和元年6月に改定原案を公表し、市民意見募集を実施しました。市民の皆さまから、貴重なご意見、ご提案等をいただき誠にありがとうございました。

このたび、その実施結果と、いただいたご意見等についての本市の考え方をまとめましたので、次のとおり公表いたします。

### 1 実施概要

|               |  |
|---------------|--|
| 意見募集期間        | 令和元年6月21日（金）から令和元年7月11日（木）まで   |
| 意見提出方法        | 郵送、FAX、電子メール、電子申請又は持参  |
| 改定原案（全文）の公表場所 | 栄区区政推進課（配付も実施）、栄図書館、市役所市民情報センター、都市整備局地域まちづくり課及び栄区ホームページ<br><br>( <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kurashi/machizukuri_kankyo/machizukuri/toshikeikaku/sakae-mplan.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kurashi/machizukuri_kankyo/machizukuri/toshikeikaku/sakae-mplan.html</a> ) |

### 2 実施結果

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 提出者数 | 8名（8通）                  |
| 提出方法 | 郵送（1名）、電子メール（6名）、持参（1名） |
| 意見数  | 42件                     |

### 3 提出されたご意見とご意見に対する本市の考え方

ご意見の分類と反映状況

| 分類                               | 件数  | 番号 No. |
|----------------------------------|-----|--------|
| (1) 改定案に反映したもの                   | 7件  | 1-7    |
| (2) ご意見の趣旨が原案に（一部）含まれていると考えられるもの | 9件  | 8-16   |
| (3) 今後の参考とさせていただくもの              | 10件 | 17-26  |
| (4) 計画には反映しないが対応するもの             | 2件  | 27-28  |
| (5) 関係機関と情報共有するもの                | 1件  | 29     |
| (6) 計画にご賛同いただいたもの                | 2件  | 30-31  |
| (7) ご意見ではなくご質問であったもの             | 6件  | 32-37  |
| (8) その他                          | 5件  | 38-42  |

分類別のご意見の概要とご意見に対する考え方（頁は原案の掲載ページです。）

(1) 改定案に反映したもの

| No. | 頁        | 意見の概要   | 意見に対する考え方  |
|-----|----------|---|--|
| 1   | 5        | 神奈中バス、港 31 系統とあるが、81 系統ではないか。   | 現在、港 31、港 81 及び港 82 系統が通行している路線であるため、原案 P. 5 「はじめに 3 【その他】」の「神奈川中央交通路線バス 港 31 系統」を「神奈川中央交通路線バス 港 31 系統・港 81 系統・港 82 系統」に修正します。                     |
| 2   | 9        | 「いたち川の隆起」とあるが、流域ではないか。  | 原案 P. 9 「第 1 章 1 (2) ●栄区の略歴」表中 4 行 3 列「いたち川の隆起～」については、誤字であったため、「いたち川の流域～」に修正します。   |
| 3   | 9        | 1952 年「第一次海軍～」の「次」は不要ではないか。   | 原案 P. 9 「第 1 章 1 (2) ●栄区の略歴」表中 22 行 3 列「第一次海軍～」については、御指摘のとおり、「第一海軍～」に修正します。  |
| 4   | 20       | 北桂台バス停を記載してほしい。   | 原案 P. 20 「第 1 章 2 (4) ●バス圏及び駅勢圏」図中のバス停の位置にずれがあったため、正しい位置に修正します。  |
| 5   | 23<br>48 | 浸水想定区域と浸水の恐れのある区域が併せて示され、市民への防災情報として、より有用なものとなっているが、浸水の恐れのある区域を示す色が薄く、その範囲が不明瞭なため、もう少し濃い色に変更し明瞭化してほしい。<br>また、これから区民に配布される新たな洪水・内水ハザードマップには、2015 年の水防法の改正に則って昨年、神奈川県が公表した想定最大規模の浸水想定区域とともに、浸水の恐れのある区域も明示するよう求める。 | 原案 P. 23 「第 1 章 2 (6) ●ハザードマップ（洪水）」及び P. 48 「第 3 章 5 ●都市防災の方針図」図中の「浸水の恐れのある区域」をわかりやすい表示にします。<br>また、今後、ハザードマップを更新する場合には、いただいた御意見も参考に表示する情報の検討を行います。 |
| 6   | 39       | 高速道路田谷線を国道 1 号まで記載してほしい。環状 3 号線も同じだが、幹線道路に接続することが重要で図だとパッと分かる（前計画には記載してあった）。  | 原案 P. 39 「第 3 章 2 ●都市交通の方針図」の範囲を国道 1 号線が表示できる範囲まで拡大します。  |

| No. | 頁  | 意見の概要  | 意見に対する考え方  |
|-----|----|--|--|
| 7   | 42 | <p>「ア. 脱炭素社会への取り組み (P. 42)」について、下線部の追記を提案する。</p> <p>「エネルギー効率の良い都市施設、建築物、設備への転換がもてめられていることから、開発や更新などの機会を捉えて、再生可能エネルギーや <u>再生可能エネルギーと親和性の高いガス</u> コージェネレーションシステムの導入や「C A S B E E 横浜」(横浜建築物環境配慮制度)の普及などにより効率的なエネルギー利用を推進します。」</p> <p>「家庭でのエネルギー消費量削減や、太陽光発電や太陽熱温水器などの再生可能エネルギー及び <u>家庭用燃料電池などの高効率自立分散型電源</u>の導入を推進します。」</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>経済産業省『エネルギー基本計画』にも「コージェネレーションは再生可能エネルギーとの親和性もある」との記載があるが、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入促進は脱炭素社会に向けたまちづくり推進の重要な取り組みの一つだ。その一方で出力が天候などに左右され安定しないという問題を抱えており、レジリエンス向上の観点から再生可能エネルギーと親和性の高いガスコージェネレーションシステムの導入がエネルギーの安定供給に寄与すると考える。</p> <p>また、本文P. 22「栄区プランのねらいと構成」において、区プランは「横浜市都市計画マスタープラン」の地域別構想に該当し、横浜市プランは上位計画である横浜市基本構想に即するとともに各分野別計画と整合を図ることが記されている。分野別計画の一つである「横浜市地球温暖化対策実行計画」において、省エネの観点から家庭用自立分散型エネルギー設備の普及・導入を促進している。横浜市においては、「自律分散型エネルギー設備費補助事業」により家庭用燃料電池システムに対し補助金を用意し設備導入を後押ししている。</p> | <p>御意見や関連計画等に基づき、原案P. 42「第3章 3 (5) ア 脱炭素社会への取組」の1段落目及び2段落目について、次の下線部を追記します。</p> <p>1段落目「エネルギー効率の良い都市施設、建築物、設備への転換が求められていることから、開発や更新などの機会を捉えて、再生可能エネルギーや <u>再生可能エネルギーと親和性のある</u> コージェネレーションシステム等の導入や「C A S B E E 横浜」(横浜市建築物環境配慮制度)の普及などにより、効率的なエネルギー利用を推進します。」</p> <p>2段落目「家庭でのエネルギー消費量の削減や、太陽光発電や太陽熱温水器などの再生可能エネルギー及び <u>家庭用電池などの高効率自立分散型電源</u>の導入を推進します。」</p> |

(2) ご意見の趣旨が原案に（一部）含まれていると考えられるもの

| No. | 頁  | 意見の概要   | 意見に対する考え方  |
|-----|----|---|--|
| 8   | 3  | <p>改定素案への意見に対する考え方 (No.43) に「栄区プランは、より包括的、長期的な国土形成計画を上位計画とし・・・」とあるが、全ての都市計画は、国土利用計画に整合すべきと国土利用計画法7条にその趣旨が記されている。従って、都市計画は大まかな国土政形成計画より、むしろより具体的な国土利用計画に適合するよう策定すべきだ。国交省も「国土利用計画と他の諸計画との関係」を示している（国土形成計画と都市計画などの関係を示した他の自治体の一覧表はどこにも見当たらない）。</p> | <p>国土形成計画は、国土形成計画法により、国土利用計画と一体のものとして定めなければならないとされており、原案P. 3「はじめに 2 ●横浜市都市計画マスタープランと関連計画および「栄区まちづくり方針」の位置付け」の図では、上位計画として国土形成計画を挙げていますが、国土利用計画にも適合することを前提とし、横浜市都市計画マスタープランを策定しています。</p>   |
| 9   | 28 | <p>空家対策について、2025年問題や8050問題から高齢者や子供、障害者の抛り所としてのグループホームや通所施設、入所施設等に活用できたらと考える。理解ある地主、所有者がわからなくなっている空家などは、法律改正で、市や区が管理できるようにしていかないと益々増えていくだけだと思ふ。</p>  | <p>空家については、今後増加が見込まれ、課題として認識しています。</p> <p>原案P. 21「第1章 2 (9) &lt;課題&gt;」において、今後見込まれる空家の割合・数の増加の抑制に向け、管理不全空家の初期指導通知等の対応を継続していくほか、空家化の予防や流通・活用促進に向けた様々な取組を推進していく必要があることを挙げています。</p> <p>これに対し、原案P. 34「第3章 1 (1) 住居系土地利用」において、空家化の予防や管理不全な空家の増加防止に向け、所有者、行政、地域などの多様な主体が連携して取り組むこととしています。また、原案P. 44「第3章 4 (2) イ 既存施設等の有効活用による身近な地域コミュニティ拠点の拡充」において、学校施設や自治会町内会館等の身近な既存施設、空家などを有効活用して、子どもから高齢者まで多世代が交流できる居場所づくりを進めるなど、区民が気軽に立ち寄れる地域コミュニティ拠点としての機能拡充を図ることとしています。</p> |

| No. | 頁  | 意見の概要   | 意見に対する考え方  |
|-----|----|---|--|
| 10  | 37 | <p>狭い歩道で車椅子が通れない。狭い歩道の真ん中に電柱が立っている場合がある。できるだけ、歩道を広くするか、無電柱化を進めて欲しい。災害時に電柱が倒れて緊急車両の通行の妨げになる恐れがある。横浜市は地震の可能性が80%という試算が出ているため、減災、防災の観点から早急に解決が必要と考える。</p>  | <p>原案P.37「第3章 2 (2) 安全快適な歩道の整備」において、安全で快適な歩道改良等を図ることとしています。</p> <p>なお、横浜市では、平成30年12月に「横浜市無電柱化推進計画」を定め、無電柱化の推進を図ることとしています。こうした計画等とも連携しながら、まちづくりを推進していきます。</p>   |
| 11  | 37 | <p>「福祉のまちづくり」をさらに前向きに捉え、安心安全、高齢者や子育て世代にとって「みどり豊かな住みよいまち」とするため、例えば次のような取り組みを。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路整備においては電柱の撤去、歩道の拡充（段差・斜面の是正）を優先課題として、ベビーカーや車椅子による通行をしやすいこと。</li> <li>・本郷台駅前整備の一環として駅前の駐輪場の撤去・移設を行うべき。</li> </ul> | <p>原案P.37「第3章 2 (2) 安全快適な歩道の整備」において、安全で快適な歩道改良等を図ることとしています。</p> <p>また、本郷台駅周辺については、原案P.35「第3章 1 (5) 利便性が高く、にぎわいのある駅周辺の形成」において、施設の建替えや更新による新たな機能の導入も視野に入れ、利便性の創出に取り組むこととしています。加えて、原案P.56「第4章 4 【まちづくり方針】《土地利用》」において、駐輪場についても築30年以上経過していることから、更新や改修も視野に入れて新たな機能の導入についても検討を進めていくこととしています。</p> <p>なお、横浜市では、平成30年12月に「横浜市無電柱化推進計画」を定め、無電柱化の推進を図ることとしています。こうした計画等とも連携しながら、まちづくりを推進していきます。</p> |

| No. | 頁  | 意見の概要  | 意見に対する考え方   |
|-----|----|--|---|
| 12  | 37 | <p>横浜環状南線・上郷公田線の道路整備にあわせて、上郷公田沿線を活用して、上郷地区・本郷地区の利便性を向上させ、若い人の流入を見込める街づくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沿線の歩道の無電柱化の推進、遊歩道化（自転車専用帯設置）し、上郷地区・桂台・公田地区を経緯して本郷台駅まで徒歩・自転車で可能にする。</li> <li>地域複合交通の導入「試験導入～実績導入」に向け特区申請する。ミニバス・タクシー・マイカー運行を総合管理体制で乗合い方式を検討する。</li> </ul> | <p>原案 P. 56「第4章 4 【まちづくり方針】《交通》」において、沿道地域の交通利便性・生活利便性の向上が期待できる道路として、上郷公田線の整備を促進することとしています。</p> <p>また、P. 37「第3章 2 (1)ア 住宅地内への交通利便性改善」において、高齢者などの移動を容易にする日常的な交通手段を確保する必要がある地区について、乗り合いタクシー・小型バス・自動運転技術など生活に密着した交通手段の導入可能性の検討等、交通利便性の向上に向けて交通事業者等と共に取り組むこととしています。</p> <p>なお、平成30年12月に策定した「横浜市無電柱化推進計画」では、道路事業（都市計画道路等の新設及び改築）が実施される場合には、電線管理者はこれらの事業の状況を踏まえつつ、無電柱化を実施することとしています。</p> |
| 13  | 44 | <p>「福祉のまちづくり」をさらに前向きに捉え、安心安全、高齢者や子育て世代にとって「みどり豊かな住みよいまち」とするため、例えば次のような取り組みを。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全分野で「園芸福祉」の導入を。</li> </ul> <p>区内にある高校に「園芸福祉学科」の新設を提案</p> <p>小中学校でも有休農地や市街化調整区域の緑地を活用し、学校農園による園芸への取り組み</p> <p>区内の福祉施設における農業及び園芸分野の取り組みをバックアップ</p>           | <p>原案 P. 41「第3章 3 (4) イ 子どもと自然を結ぶプログラムづくり」において、区内の豊かな自然環境の観察や農家と小中学校、地域の子ども会等の連携による農作業など、子どもたちが観察や体験を通して身近な環境について学び、親しむことのできる場をつくり、将来にわたって区の自然環境を積極的に支える人材の育成を図ることとしています。</p> <p>いただいた御意見については、今後の取組等の参考とさせていただきます。</p>   |

| No. | 頁  | 意見の概要   | 意見に対する考え方  |
|-----|----|---|--|
| 14  | 47 | <p>改定原案 P. 47 に「いたち川・柏尾川流域での総合的な浸水対策を継続して進め、水害に強いまちづくりを進めます。」と記されている。そこで、昨夏、倉敷市吉備町で発生したバックウォーター現象による大規模な水害に着目し、災害の未然防止の観点から 2014 年に発生しかけていたと考えられる、いたち川と柏尾川の合流点におけるバックウォーター現象発生を総合的な浸水対策の重点施策とするよう求める。</p>   | <p>いたち川を含む境川水系では、平成 27 年 4 月に神奈川県及び東京都と共同で境川水系河川整備計画を策定しました。いたち川については河川管理者である神奈川県との河川法第 16 条の 3 に基づく協議により、市が時間雨量概ね 50 mm に対応した整備を進めております。今後も、現行の整備を着実に進めるとともに、さらなる降雨に対応する河道整備及び洪水調節施設の整備等について、河川管理者である神奈川県との協議を進めていきます。</p>    |
| 15  | 56 | <p>横浜環状南線・上郷公田線の道路整備にあわせて、上郷公田沿線を活用して、上郷地区・本郷地区の利便性を向上させ、若い人の流入を見込める街づくりを推進する。</p> <p>・上郷公田線のトンネル上部の空間を新公園へ施設建設・お茶所・富士山の眺望に合わせて、櫻木等の植生で撮影ポイントにする。</p>   | <p>原案 P. 56 「第 4 章 4 【まちづくり方針】《交通》」において、沿道地域の交通利便性・生活利便性の向上が期待できる道路として、上郷公田線の整備を促進することとしています。</p> <p>また、原案 P. 56 「第 4 章 4 【まちづくり方針】《環境・魅力・活力》」において、上郷公田線トンネル部の地上部の一部について、公園等の地域貢献施設として新たな活用を検討することとしています。</p>                  |
| 16  | 62 | <p>横浜市は、上郷開発計画は地域社会に貢献するバランスの取れたよい計画と位置付けして開発し、周辺住宅地への負の影響や、軟弱地盤帯への盛り土造成による地盤災害、雨水の流出増加による水害の増大など安全面への影響が出た場合、どのように責任を取るのか。このことは、方針には盛り込めないと考えるが、将来的に負の影響や災害が発生した場合に備え、土地利用に当たっての周到な方針として P. 62 に</p> <p>「今後の土地利用転換に際しては、地域の自然環境や社会環境への影響、地盤災害や水害などの自然災害への安全性にも配慮しながら、・・・」（開発計画で遺跡は、発掘結果に沿って保全されるとされているので省略）などと具体的に明記してほしい。</p> | <p>原案 P. 62 「第 4 章 4 【まちづくり方針】《土地利用》」において、舞岡上郷線周辺における今後の土地利用転換に際しては、地域の自然環境や歴史資産などの周辺環境や安全性にも配慮しながら、魅力的でバランスのとれたまちづくりを進めることとしており、安全性への配慮を盛り込んだ方針としています。舞岡上郷線周辺の開発等に当たっての具体的な安全対策については、調査等を十分に行い、適切に対応するよう、事業者働きかけを行っていきます。</p> |

(3) 今後の参考とさせていただくもの

| No. | 頁  | 意見の概要  | 意見に対する考え方   |
|-----|----|--|---|
| 17  | —  | 栄区プランでは、高速道路の整備等で生活環境が大きく変化する状況にあり、子ども達のために、喘息対策を総合的に計画してほしい。  | 原案 P.38「第3章 2 (3) イ 自動車専用道路（高速横浜環状南線・横浜湘南道路）の整備」において、整備にあたっては、周辺環境に配慮するよう事業者へ働きかけることとしています。<br>いただいた御意見については、今後の取組等の参考とさせていただきます。 |
| 18  | 10 | 人口の区分の75歳以上を分けてはどうか。   | 国勢調査等における人口に関する統計情報の年齢3区分に基づき区分しており、グラフの煩雑化を避けるためにも3区分で表示しています。   |
| 19  | 23 | 戸塚区の浸水データがあるのは良いと考えるが、鎌倉市の洪水データもほしい。同じだと思うが。   | 鎌倉市においても、洪水・内水ハザードマップを公開していますが、横浜市におけるハザードマップとの時点や作成方法、基準等が異なっているため、栄区の浸水ハザードマップについては横浜市内の情報をもとに作成しています。                          |
| 20  | 38 | 環状4号線、神奈中車庫前交差点の渋滞対策について、「渋滞対策を検討します。」と記載されているが、交通量に即応した赤青信号の時間調整など機器が正常に働いているのか。また、より交通量を反映した方式の導入など早急に対応してほしい（舞岡上郷線の環状4号線への車列は比較的早く捌けていくのに対し、環状4号線の車列が異常に長くなることが多い）。 | 信号機の制御については交通管理者が行いますが、有効な渋滞対策について、道路改良等の機会を捉え、交通管理者とも協議しながら検討していきます。   |



| No. | 頁  | 意見の概要   | 意見に対する考え方   |
|-----|----|---|---|
| 21  | 40 | <p>いたち川源流の森など市民の森の地道な手入れが急務となっている。みどり税の目的である緑被率の向上策として、生垣や花壇の整備などの華やかな面に目が向けられている反面、瀬上市民の森では樹木が大きくなり過ぎており、強風や冠雪による倒木で急斜面における崖崩れが何箇所かで起きている。これと共に表土の流出が発生し、瀬上池は既に約1/3が埋まっている。樹木の倒壊は、タイワンリスの食害や蔓性植物の巻きつきによっても発生しており、大木の伐採、タイワンリスの駆除、蔓性植物の排除などの地道な具体的な対応策を方針に盛り込むよう求める。</p>  | <p>原案P.40「第3章 3 (1) 水と緑の拠点づくり」において、緑の10大拠点である円海山周辺地区・大丸山一帯の緑地やいたち川沿いの水辺広場など、良好な緑地や水辺を水と緑の拠点として位置付け、特別緑地保全地区などの緑地保全制度により生物多様性に配慮した、保全・整備・管理を行うこととしています。こうした緑地や水辺の保全方法等については、場所ごとの状況を踏まえながら具体的な方法を検討し、対応を進めていくことが必要と考えます。</p>   |
| 22  | 40 | <p>P.62に「舞岡上郷線周辺は都市計画決定に基づき、今後の土地利用転換に際しては、地域の自然環境や歴史資産などの周辺環境や安全性にも配慮しながら、魅力的でバランスのとれたまちづくりを進めます。」とあるが、一方、舞岡上郷線の道路計画では、四車線化すると計画されている。この都市計画と道路計画が実施されると貴重な古代の「深田製鉄遺跡」は永久に道路に埋没され日の目を見ることができなくなる。対策として、深田製鉄遺跡の部分の都市計画を見直し、且つ、舞岡上郷線の四車線化は現在の道路の隣に四車線道路を作って、埋没している遺跡を復活させるべきと提案する。ホタルのいる瀬上沢には鉄バクテリアが生息しており、この地域の砂地に多くの砂鉄が含まれているためであり、奈良時代の人たちはこの砂鉄に注目して製鉄炉を作ったのだろう。素晴らしい文化遺産「深田製鉄遺跡（製鉄炉18か所、製銅路1か所、竪穴住居5か所、カナクソ）」及び「鉄バクテリアを含む珍しい地質」をセットで保存する計画を栄区で立案してほしい。歴史遺産を守り、後世に伝えていくことがマスタープランだ。</p> | <p>上郷深田遺跡を含めた歴史資産については、貴重な地域資源と捉えています。</p> <p>原案P.40「第3章 3 (4) ウ 区の魅力である地域資源の活用」において、水や緑、歴史資産等は区民同士で共有できる貴重な地域資源としています。</p> <p>また、原案P.62「第4章 4 【まちづくり方針】《土地利用》」において、舞岡上郷線周辺における今後の土地利用転換に際しては、地域の自然環境や歴史資産などの周辺環境や安全性にも配慮しながら、魅力的でバランスのとれたまちづくりを進めることとしています。</p> <p>横浜市では、開発が実施される際に文化財保護条例等に基づいて調査等を実施します。こうした方針や調査等に基づき、事業者には必要な対応を求めていきます。</p> |

| No. | 頁  | 意見の概要   | 意見に対する考え方   |
|-----|----|---|---|
| 23  | 47 | <p>改定原案のP. 24に神奈川県が2018年に公表した「大正型関東地震」の想定被害の震度分布予想図が追加掲載されたが、改定素案に対する意見書の趣旨「横浜市の防災計画においては、地震の想定震度を元禄型関東地震としています。2015年に神奈川県が公表した大正型関東地震による想定震度の方が一段と高いので、国の防災計画『あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波に想定し』に整合しておらず、市の防災計画を神奈川県の地震想定に基づくものとするべき」については、何ら反映されていない。市の危機管理室に問い合わせたところ、2012年の防災計画策定時には、2015年の県のより厳しい想定震度が示されていなかったとのことだった。そして、神奈川県の、より厳しい想定震度に則った防災計画の改正については、現在、何ら検討していないとのことだった。</p> <p>従って、まちづくり方針には、県の想定被害の地図を掲載するだけでなく、市の防災計画はこの県のより厳しい想定地震には対応していないことを明確に記すと同時に、区として、市民の安全を守るために早急に県の想定に沿った防災計画を策定するよう市に対し要望することを求める。</p> <p>栄区防災マップの栄区震度分布予測図についても、区民の防災意識を高めるためにも神奈川県の大正型関東地震の震度分布予想図に改めるべきだ。</p> | <p>防災計画の改定等については、関係区局や関係機関等と連携、調整し、適宜、対応を進めていきます。</p> |

| No. | 頁  | 意見の概要   | 意見に対する考え方  |
|-----|----|---|--|
| 24  | 48 | <p>上郷開発計画地の一部には、神奈川県の大正型関東地震の震度予測では震度7、同様に液状化の可能性が極めて高いエリアが含まれている。このような場所を広域避難所として指定することに問題があると考え。数年前の熊本地震のように余震の方が大きかった例があり、人が避難して集まっているところに余震が襲ったら大変なこととなる。上郷開発が防災拠点として地域社会に貢献するという説明は成り立たないと考える。</p> | <p>広域避難場所は、大地震により発生した火災が多発し延焼拡大した場合、その輻射熱や煙から市民の皆様の生命・身体を守るために避難する場所として指定しています。広域避難場所での避難時間は、長くても数時間程度と想定しており、「木造密集市街地から300m以上、木造建物疎散地から200m以上、耐火建物から50m以上離れた空地」かつ「10万㎡以上の空地又は10万㎡未満でも、耐火建物など輻射熱を遮断する効果のあるもので囲まれた安全な場所」を要件として指定します。</p> <p>なお、舞岡上郷線周辺は、都市計画法に基づく民間事業者による計画提案を受けて都市計画決定・変更を行いました。当該計画提案についての評価では、整備される施設への災害時の一時避難や防災備蓄機能の確保などが災害対策へ寄与する内容としています。</p> |
| 25  | 50 | <p>飯島市民の森に駐輪所を作ってほしい。</p>   | <p>今後の施設管理等の参考とさせていただきます。</p>  |

| No. | 頁  | 意見の概要  | 意見に対する考え方   |
|-----|----|--|---|
| 26  | 62 | <p>上郷開発計画の都市計画決定後、栄区では人口・世帯数減少で限界集落化が進むなどの地域社会の変化が顕在化してきており、更に数年先となる新たな市街地の形成は必要も妥当性も見出せない。区の考え方では、「少子高齢化や人口減少の進んでいる郊外部においても様々な世代が住み続けることができるまちづくりが必要」としているが、それならば、国土利用計画に則り、市街化区域の空き地や空家を利用すべきであり、市街化調整区域の緑地を市街化に変えて開発する必要はないと考える。上郷開発計画は、目標年において人口が増えるとして、「人口フレーム」を開発の根拠とし、都市計画決定された経緯からすると、区の考え方は「少子高齢化や人口減少の進んでいる郊外部においても」と人口減を認めたくえで開き直っている感があり、整合性が全く見られない。開発の根拠に賑わいを取り戻すという意見もあるが、市全体で今年をピークに人口減に向かうわけで、狭いエリアの中での人の移動に過ぎず、人口増は起り得ない。それに、港南台・本郷台・大船の各駅に至近のエリアに大型マンションが建設されつつあり、駅と周辺住宅地との中間地点の開発は、周辺住宅地に過疎高齢化の加速をもたらすだけだ。</p> | <p>舞岡上郷線周辺は、都市計画法に基づく民間事業者による計画提案を受けて都市計画決定・変更を行いました。当該計画提案における市街地の形成については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港南台駅の徒歩圏であり、駅から離れた郊外住宅地との結節点に位置しており、拡幅整備する舞岡上郷線沿道を開発し、商業施設等を設けることにより、周辺市街地との一体性の強化が図られることで、地区周辺の利便性や快適性を高めつつ、地域防災を補完する計画となっていること</li> <li>・環境にも一定の配慮がされた持続可能なまちづくりを実現しようとする計画となっていること</li> </ul> <p>これらのことから、総合的にも、地区の将来を見据えバランスに配慮した計画であると評価し、都市計画の決定・変更を行ったものです。</p> <p>原案P.62「第4章 4 【まちづくり方針】《土地利用》」においては、舞岡上郷線周辺は都市計画決定に基づき、今後の土地利用転換に際しては、地域の自然環境や歴史資産などの周辺環境や安全性にも配慮しながら、魅力的でバランスのとれたまちづくりを進めることとしています。こうした方針等に基づき、事業者等と調整を図っていきます。</p> |

(4) 計画には反映しないが対応するもの

| No. | 頁  | 意見の概要   | 意見に対する考え方   |
|-----|----|---|---|
| 27  | 40 | <p>瀬上市民の森の開発について、自然を残しながら開発という看板があったが、自然は連鎖で繋がっているものだ。高齢者人口が増加する未来に、駅まで徒歩では遠すぎる場所に、新たな住宅建設をするには、失う自然が大きすぎないか。港南区にはあれほどの自然がないため、今回の開発を非常に残念に思っている。子供が増加している地域ならともかく、失った自然を回復する具体的計画を教えてください。</p> | <p>瀬上市民の森の周辺（舞岡上郷線周辺）については、都市計画法に基づく民間事業者による計画提案を受け、円海山周辺地区に連なる良好な緑地を都市計画により担保するとともに、駅から離れた郊外住宅地との結節点に商業施設等を設けることにより周辺市街地との一体性の強化が図られる計画として都市計画決定・変更を行ったものです。当該計画により保全することとされている緑地については、公園、特別緑地保全地区及び地区計画による土地利用制限により維持、保全されるものと考えます。</p>   |
| 28  | 50 | <p>金井、田谷から区役所にバスで行くと、大船駅で乗り換えですが、バスセンターが駅の東西で離れていて不便です。バスセンターを駅の近くにしてほしい。</p>   | <p>鎌倉市内の大船駅東口交通広場については「大船駅東口第1地区第一種市街地再開発事業」により、西口交通広場については、「大船駅西口整備計画（鎌倉市域での整備計画）」に基づき、それぞれ整備されました。</p> <p>横浜市内の大船駅東口ターミナルについては、原案P.52「第4章 2 【まちづくり方針】 《土地利用》」において、市街地再開発事業によるバスターミナルの整備とともに、駅と直結した立体横断施設や歩道の整備を図ることとしており、現在、再開発組合により施工が進められている「大船駅北第二地区第一種市街地再開発事業」により、一定の改善が図られるものと考えます。</p> |

(5) 関係機関と情報共有するもの

| No. | 頁  | 意見の概要  | 意見に対する考え方   |
|-----|----|--|---|
| 29  | 38 | 横浜環状南線は、全てトンネル構造に設計変更され、二カ所の換気塔に排気ガスが集中し、高濃度の排気ガスが放出されるため、地域の環境破壊を引き起こし、住民に多大な被害を与えることが予測される。対策として、北線と同様に、排気塔に「低濃度脱硝設備」を設置すべきである。事業者への働きかけを早急に実施してほしい。 | 高速横浜環状南線の環境対策については、平成 31 (2019) 年 1 月に市会あてに請願書が提出され、同年 2 月の市会本会議により採択されました。<br>横浜市としても、引き続き、換気所へ脱硝装置を設置する等、環境に配慮した取組を事業者へ働きかけていきます。 |

(6) 計画にご賛同いただいたもの

| No. | 頁  | 意見の概要  | 意見に対する考え方                        |
|-----|----|--|----------------------------------|
| 30  | 37 | 「自動運転技術」の記載はとても良い。各区のマスタープランでは見たことがない。                               | 地域の特性等を踏まえながら、導入可能性の検討等を進めていきます。 |
| 31  | 37 | 「環状 4 号線 (全線 : 36, 550m うち栄区 : 8, 500m)」などは、栄区分が定量的に示されていてわかりやすくて良い。 | 引き続き、わかりやすい表現となるように努めます。         |

(7) ご意見ではなくご質問であったもの

| No. | 頁  | 意見の概要   | 意見に対する考え方   |
|-----|----|---|---|
| 32  | 11 | 本郷台駅の南側の地域が人口減少していますが、理由は何か。  | 本郷台駅の南側の地区（小菅ヶ谷一丁目）については、大規模共同住宅の建替え工事が進められており、従前建物の解体により居住者が減少したことが原因の一つとして推測されます。   |
| 33  | 19 | 栄区の都市計画道路整備率が低い原因は何か。高速道路が遅れたためか。   | 道路整備には、その地区の過去の開発等の状況、用地や財源確保等の課題、計画的、効率的な整備等、様々な要因が考えられるため、原因を明確にすることは困難です。  |
| 34  | 30 | 生活文化都市について、生活文化は賛成ですが、文化は計測が容易ではないと考えます。何をカウントしていますか。コミュニティ活動参加人数などでしょうか。   | 原案P.30「第2章 1 まちづくりの基本理念と目標」では、まちづくりの基本理念として「次世代に継承する緑豊かな生活文化都市」を掲げ、基本理念を実現するために5つのまちづくりの目標を挙げています。また、この目標に沿って分野別まちづくり方針と各地区まちづくりの目標と方針を定めています。基本理念の実現に向けた定量的な指標は定めていませんが、これらの目標や方針に基づいた取組を推進することが基本理念の実現につながると考えています。   |
| 35  | 44 | <p>栄区は、大船駅に近く、買い物に便利だけでなく、以下の特徴がある。</p> <p>高齢者は買い物をヘルパーに頼むよりも自身で出向き、お店を見て回り、気に入ったものを買いたいという楽しみがある。自分の両親も以前はバスで大船まで行き、古い商店街が並ぶところで、安くて新鮮な品を買うのが楽しみだった。介護など有償の介助というよりも、むしろ多少元気な高齢者が自身で買い物を楽しめることが必要ではないか。具体的な計画は何かあるのか。</p> | <p>栄区では高齢化が進行していることもあり、交通利便性の向上は重要な課題だと認識しています。</p> <p>横浜市では、既存バス路線がない地域などで、住民の方々が集まり、生活に密着した交通手段の導入に向けた取組を行っているケースが多くみられますが、このような地域の主体的な取組がスムーズに進むよう支援を行い、公共交通の実現を目指す「横浜市地域交通サポート事業」を実施しています。</p> <p>また、地域の福祉保健課題の解決を図っていくことで、誰もが身近な地域で安心して暮らしていくことができる地域づくりに向けて、「みんながつながる栄区」を目指す計画として「さかえ・つながるプラン（栄区地域福祉保健計画）」を定め、取組を推進しています。</p> |

| No. | 頁  | 意見の概要  | 意見に対する考え方  |
|-----|----|--|--|
| 36  | 47 | <p>県が柏尾川に遊水地を作る計画があると聞いているが、この計画を説明して欲しい。どこにできるのか。どの程度の貯水量なのか。いつできるのか。浸水エリアはどのくらい減るのか。</p> | <p>柏尾川遊水地については、神奈川県が整備を行います。中期的な計画としておおむね20年から30年間で実施する河川整備の目標や内容については、平成27年4月に策定された「境川水系河川整備計画」において定められています。</p> <p>事業内容については、神奈川県横浜川崎治水事務所のホームページ等をご参照ください。</p> <p><a href="http://www.pref.kanagawa.jp/docs/i6k/cnt/f617/zigyougaiyou.html">http://www.pref.kanagawa.jp/docs/i6k/cnt/f617/zigyougaiyou.html</a></p> |
| 37  | 50 | <p>土地利用について、栄ICや道路が整備されると交通が便利になり、各種工場や倉庫、業務施設の立地が推測されるが、市、区として何か誘致活動の計画はあるか。</p>          | <p>現時点では具体的な誘致計画等はありませんが、原案P.35「第3章 1 (8) 道路整備事業に伴う土地利用の誘導」において、高速横浜環状南線（仮称）栄インターチェンジ・ジャンクションが整備される田谷町及び周辺の地域においては、営農環境、自然環境、住環境との調和を図りつつ、地域にとって必要な機能の導入が図られるよう検討することとしています。</p>   |



## (8) その他

| No. | 頁  | 意見の概要  | 意見に対する考え方  |
|-----|----|--|--|
| 38  | 3  | 下水道整備についての成果を示してほしい。戸塚区プランには示されている。                        | 原案 PP. 4－6 「はじめに 3 まちづくりの成果」については、平成 16 (2004) 年の区プラン策定から現在までの主なまちづくりの成果をまとめたものです。原案 P. 47 「第 3 章 5 (2) ア 水害」において、河川の改修、雨水幹線や排水施設などの整備を進めるとともに、雨水調整池などによる貯留、雨水浸透ますの設置などによる総合的な浸水対策を進めることとしており、下水道整備については、引き続き取組を推進すべき課題と認識しています。 |
| 39  | 7  | 栄区の地形図を大きくして欲しい。   | 起伏に富んだ地形を表現するものであり、十分な大きさであると考えます。   |
| 40  | 38 | 笠間交差点の交差点改良を図で示してほしい。                                      | 笠間交差点の交差点改良については、高速横浜環状南線の整備に合わせて実施を推進することとしており、計画が具体化し次第、周辺地域の皆様等に説明することになります。<br>なお、原案 P. 39 「●都市交通の方針図」において、交差点の位置は明示しています。   |
| 41  | 39 | 栄 I C と公田 I C の完成予想図を追加してはどうか (栄 I C は緑地や農地が残ることが分かるイラスト)。 | 個別の計画の具体的な図等を掲載することは考えていませんが、原案 P. 50 「第 4 章 1 【まちづくり方針】《土地利用》」において、高速横浜環状南線 (仮称) 栄インターチェンジ・ジャンクションの周辺では、営農環境、操業環境、自然環境、住環境との調和を考慮した沿道環境にふさわしい土地利用を検討することとしています。   |
| 42  | 47 | 洪水、内水ハザードマップは、更新改定の予定と聞いている。スケジュールを公開してほしい。                | ハザードマップの更新については、その時期等が明確になり次第、WEB ページ等においてお知らせします。   |